

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

米国会社在職証明書のご紹介

米国では、在職証明書(Certificate of Incumbency)は会社(株式会社または有限責任会社)によって発行される公式文書であり、会社に在籍している取締役、オフィサー又は主たる株主の氏名を記載しています。在職証明書には誰が会社のどの職位を担任するかを明記していますので、第三者は通常、当該証明書を通じて署名者の身分及び署名者が会社を代表して法的拘束力のある取引を行う権利があるかどうかを確認します。

米国外では、在職証明書は株主名簿、取締役名簿又は秘書役名簿とも呼ばれます。これらは本質的に在職証明書の提供する情報と同じです。

会社と取引しかつ取引者である個人及び会社の情報を確認する必要があるあらゆる人は、会社に在職証明書を請求することができます。例えば、会社は銀行口座を開設し、あるいは重要な取引を行うときは、銀行、金融機関または弁護士によって在職証明書の提示を要求されるかもしれません。主な目的は、署名者が会社を代表して書類を署名できるのを確保することです。

通常、在職証明書は会社秘書役によって発行され、会社印が押され且つ公証人によって公証されます。秘書役は会社の記録を保存するオフィサーですので、在職証明書が会社の公式文書であり、第三者は合理的にその正確性を信頼することができます。

但し、米国外で銀行は、在職証明書が会社ではなく登録代理人から発行され、かつ公証人によって公証されることを要求するかもしれません。ハーグ条約に加盟している国家に対しては、在職証明書に対する政府公証を行う必要もあるかもしれません。

注意すべき点としては、各州は自分の政策を有します。デラウェアは外国投資者に最も人気のある州として、デラウェア州の登録代理人は在職証明書を発行することができます。しかしある州では、登録代理人は在職証明書を発行する権利がないかもしれません。もっと詳しい情報は、啓源のコンサルタントにお問い合わせください。

啓源サービス分野

✓ 会社設立	✓ 口座開設	✓ 商標登録	✓ 監査及び保証業務
✓ 合併買収	✓ 人事給与	✓ 知的財産権	✓ 税務申告
✓ 税務計画	✓ 会計記帳	✓ 賃貸サポート	✓ 貿易支援

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com